

令和4年第7回生駒市選挙管理委員会 会議録要旨

- 1 開催日時 令和4年6月16日午前10時00分～午前10時40分
- 2 開催場所 生駒市役所4階401会議室
- 3 出席委員 委員長 辻本丈夫
委員 谷村完次
委員 前場トモ子
委員 新田博司
- 4 事務局出席 事務局長 竹本好文 書記 久保悟史 書記 天野卓 書記 福田哲也
- 5 議案

報告第 2号 専決処分の報告について

議案第19号 専決処分につき承認を求めることについて

原案のとおり決定しました。

議案第20号 参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抄本の使用について

原案のとおり決定しました。

議案第21号 参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿の抄本の使用について

原案のとおり決定しました。

議案第22号 参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について

原案のとおり決定しました。

議案第23号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所の指定について

原案のとおり決定しました。

議案第24号 参議院議員通常選挙における不在者投票事務を取り扱うことができる場所の指定について

原案のとおり決定しました。

議案第25号 参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所の場所の指定について

原案のとおり決定しました。

議案第26号 参議院議員通常選挙における各投票区の投票所の場所の指定について

原案のとおり決定しました。

議案第27号 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時の決定について

原案のとおり決定しました。

議案第28号 参議院議員通常選挙における開票開始時刻の変更について

原案のとおり決定しました。

議案第29号 参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の決定について

原案のとおり決定しました。

議案第30号 参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定について

原案のとおり決定しました。

議案第 31 号 参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定
について

原案のとおり決定しました。

議案第 32 号 参議院議員通常選挙における投票所入場券の様式の決定について

原案のとおり決定しました。

議案第 33 号 参議院議員通常選挙における事務執行計画について

原案のとおり決定しました。

議案第 34 号 参議院議員通常選挙における選挙時啓発計画について

原案のとおり決定しました。

〔協議事項〕

なし

〔その他〕

次回委員会は、6月21日午前9時00分から開催される旨、確認した。

令和4年第7回 生駒市選挙管理委員会 議案

(※個人情報の部分については省略している場合があります。)

令和4年第7回生駒市選挙管理委員会会議次第

と き 令和4年6月16日(木) 午前10時00分
ところ 生駒市役所4階 401会議室

1 開会宣言

2 審議事項

報告第 2号 専決処分の報告について

議案第19号 専決処分につき承認を求めることについて

議案第20号 参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抄本の使用について

議案第21号 参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿の抄本の使用について

議案第22号 参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について

議案第23号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所の指定について

議案第24号 参議院議員通常選挙における不在者投票事務を取り扱うことができる場所の指定について

議案第25号 参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所の場所の指定について

議案第26号 参議院議員通常選挙における各投票区の投票所の場所の指定について

議案第27号 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時の決定について

議案第28号 参議院議員通常選挙における開票開始時刻の変更について

議案第29号 参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の決定について

議案第30号 参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定について

議案第31号 参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について

議案第32号 参議院議員通常選挙における投票所入場券の様式の決定について

議案第33号 参議院議員通常選挙における事務執行計画について

議案第34号 参議院議員通常選挙における選挙時啓発計画について

3 協議事項

4 その他

5 閉会宣言

報告第 2 号

専決処分の報告について

生駒市選挙管理委員会規程第14条第1項の規定に基づいて、委員会の議決により指定された生駒市選挙管理委員会委員長の専決処分である在外選挙人名簿の登録について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

専第 5 号

専 決 処 分 書

生駒市選挙管理委員会規程第14条第1項の規定に基づいて委員会の議決により指定された、
生駒市選挙管理委員会委員長の専決処分である在外選挙人名簿の登録について、別紙のとおり
専決処分する。

記

令和4年6月9日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫



専第 5 号別紙

在外選挙人名簿への登録について

公職選挙法第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿の登録申請者のうちで生駒市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり登録する。

1 登録する者 別紙 在外選挙人名簿登録者のとおり

2 在外選挙人名簿の登録者数

区 分	男	女	計	備考
在外選挙人名簿登録者数 (A)	51	70	121	
新規登録者数 (B)	0	1	1	
差引名簿登録者数 (A+B)	51	71	122	

専第 6 号

専決処分書

生駒市選挙管理委員会規程第14条第1項の規定に基づいて委員会の議決により指定された、
生駒市選挙管理委員会委員長の専決処分である在外選挙人名簿の登録について、別紙のとおり
専決処分する。

記

令和4年6月10日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫



専第 6 号別紙

在外選挙人名簿への登録について

公職選挙法第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿の登録申請者のうちで生駒市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり登録する。

1 登録する者 別紙 在外選挙人名簿登録者のとおり

2 在外選挙人名簿の登録者数

区 分	男	女	計	備考
在外選挙人名簿登録者数 (A)	51	71	122	
新規登録者数 (B)	0	1	1	
差引名簿登録者数 (A+B)	51	72	123	

議案第 19 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定に基づいて、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録の移替えの延期について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

議案第 20 号

参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抄本の使用について

公職選挙法第19条第4項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、選挙人名簿の抄本を用いるものとする。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

議案第 21 号

参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿の抄本の使用について

公職選挙法第30条の2第5項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿の抄本を用いるものとする。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

議案第 22 号

参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について

公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任し、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻本 丈夫

- | | | |
|-----------|-----|------------|
| 1. 開票管理者 | 住 所 | [REDACTED] |
| | 氏 名 | 辻本 丈夫 |
| 2. 同職務代理者 | 住 所 | [REDACTED] |
| | 氏 名 | 谷村 完次 |

議案第 23 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所の指定について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第39条及び第41条第1項の規定により、期日前投票所の場所を次のとおり指定し、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

期日前投票所名	期日前投票所の場所	開設期間	開設時間
生駒市役所期日前投票所	生駒市東新町8番38号 生駒市役所401会議室	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで	午前8時30分から 午後8時まで
北コミュニティセンター期日前投票所	生駒市上町1543番地 北コミュニティセンター ISTAはばたき セミナー室201	令和4年7月5日から 令和4年7月9日まで	午前8時30分から 午後8時まで

議案第 24 号

参議院議員通常選挙における不在者投票事務を取り扱うことができる場
所の指定について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第49条第1項
の規定により不在者投票の事務を取り扱うことができる場所を次のとおり指定し、その
旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

生駒市東新町8番38号 生駒市役所3階 選挙管理委員会事務室

議案第 25 号

参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所の場所の指定について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所を次のとおり指定し、公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定により、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

生駒市役所期日前投票所（生駒市東新町8番38号 生駒市役所401会議室）

議案第 26 号

参議院議員通常選挙における各投票区の投票所の場所の指定について

公職選挙法第39条の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所は別紙の場所に設けるものとし、同法第41条第1項の規定により、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

議案第 27 号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時の決定について

公職選挙法第63条及び第64条の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時は次のとおりとし、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

- 1 場 所 生駒市門前町9番20号 生駒市市民体育館
- 2 日 時 令和4年7月10日（日） 午後9時00分から

議案第 28 号

参議院議員通常選挙における開票開始時刻の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の開始時刻が遅れた場合、次のように変更し、公職選挙法第64条の規定により、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

開始時刻

10分変更する場合	午後9時10分
20分変更する場合	午後9時20分
30分変更する場合	午後9時30分
40分変更する場合	午後9時40分

議案第 29 号

参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
の決定について

公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじは、次の場所及び日時で行い、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

1 参議院選挙区選出議員選挙生駒市開票区に係るくじ

場 所 生駒市東新町8番38号 生駒市役所3階 選挙管理委員会事務室

日 時 令和4年7月7日(木) 午後5時30分から

2 参議院比例代表選出議員選挙生駒市開票区に係るくじ

場 所 生駒市東新町8番38号 生駒市役所3階 選挙管理委員会事務室

日 時 令和4年7月7日(木) 午後5時40分から

議案第 30 号

参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時決定について

公職選挙法第175条第3項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時で行い、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

- 1 場 所 生駒市東新町8番38号 生駒市役所3階 選挙管理委員会事務室
- 2 日 時 令和4年6月22日(水) 午後5時30分から

議案第 31 号

参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定に
ついて

公職選挙法第144条の2第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所は別紙のとおりとし、その旨告示する。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

議案第 32 号

参議院議員通常選挙における投票所入場券の様式の決定について

生駒市公職選挙事務執行規程第5条の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所入場券の様式は、別紙のとおりとする。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

議案第 33 号

参議院議員通常選挙における事務執行計画について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における事務執行計画については、別紙のとおりとする。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

議案第 34 号

参議院議員通常選挙における選挙時啓発計画について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙時啓発計画については、
別紙のとおりとする。

令和4年6月16日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

議案第 19 号別紙

(専決処分書)

専第 7 号

専 決 処 分 書

公職選挙法施行令第17条ただし書きの規定により、第26回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録の移替えについては、令和4年6月10日から選挙の期日までの間、延期し、その旨を告示することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により専決処分する。

令和4年6月10日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫



議案第 26 号別紙

(各投票区)

投票所一覧表

令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙

投票所	所在地	施設名
第1投票区投票所	生駒市高山町1101番地	傍示集会所
第2投票区投票所	生駒市高山町3976番地	庄田自治会館
第3投票区投票所	生駒市高山町6042番地	大北自治会館
第4投票区投票所	生駒市高山町12503番地3	久保集会所
第5投票区投票所	生駒市高山町7287番地1	旧デイサービスセンター長楽
第6投票区投票所	生駒市鹿畑町1338番地	鹿畑自治会館
第7投票区投票所	生駒市上町1543番地	北コミュニティセンターセミナー室201
第8投票区投票所	生駒市北田原町1328番地	北田原町集会所
第9投票区投票所	生駒市南田原町600番地1	南田原町集会所
第10投票区投票所	生駒市小明町804番地1	小明町自治会館
第11投票区投票所	生駒市生駒台北78番地	生駒台自治会館
第12投票区投票所	生駒市俵口町787番地1	俵口町自治会館
第13投票区投票所	生駒市新生駒台1番33号	生駒台小学校多目的室
第14投票区投票所	生駒市西松ヶ丘9番19号	生駒中学校小ホール
第15投票区投票所	生駒市北新町9番28号	たけまるホール研修室1
第16投票区投票所	生駒市谷田町363番地6	谷田自治会館
第17投票区投票所	生駒市辻町238番地	生駒市図書会館大会議室
第18投票区投票所	生駒市山崎町11番7号	生駒ふるさとミュージアム多目的室
第19投票区投票所	生駒市東新町8番38号	生駒市役所2階ロビー
第20投票区投票所	生駒市門前町11番12号	門前町会館
第21投票区投票所	生駒市緑ヶ丘2232番地	緑ヶ丘中学校多目的ホール
第22投票区投票所	生駒市東生駒1丁目70番地8	東生駒自治会館
第23投票区投票所	生駒市東生駒月見町128番地40	菜畑自治会館
第24投票区投票所	生駒市壱分町873番地1	壱分町東自治会館
第25投票区投票所	生駒市小瀬町18番地	南コミュニティセンターセミナー室202
第26投票区投票所	生駒市藤尾町300番地	やまびこホール
第27投票区投票所	生駒市小平尾町399番地	北小平尾自治会館
第28投票区投票所	生駒市小平尾町1526番地2	南小平尾自治会館
第29投票区投票所	生駒市萩の台939番地	萩の台自治会館
第30投票区投票所	生駒市鹿ノ台西1丁目5番地2	鹿ノ台小学校体育館
第31投票区投票所	生駒市あすか野南2丁目1番24号	あすか野自治会館
第32投票区投票所	生駒市東生駒3丁目398番地80	東生駒南自治会館
第33投票区投票所	生駒市小瀬町720番地9	みなみ野台集会所
第34投票区投票所	生駒市真弓1丁目11番15号	真弓小学校多目的ホール
第35投票区投票所	生駒市萩の台4丁目8番23号	萩の台住宅地自治会館
第36投票区投票所	生駒市ひかりが丘1丁目10番15号	ひかりが丘集会所
第37投票区投票所	生駒市上町3000番地	上中学校多目的室
第38投票区投票所	生駒市さつき台1丁目503番地106	さつき台集会所
第39投票区投票所	生駒市喜里が丘1丁目10番18号	喜里が丘自治会館
第40投票区投票所	生駒市北大和2丁目4番地1	北大和自治会館
第41投票区投票所	生駒市小瀬町911番地1	大瀬中学校多目的室

議案第 32 号別紙

(投票所入場券)

01	001	01	生駒 太郎	*			
投票区	名簿番号		選挙人		照会欄	選挙区	比例代表

投票所入場整理券

630-0000
東新町8番38号

生駒 太郎 様

投票区・町名コード・町内連番・世帯内連番・総連番

参議院議員通常選挙

令和4年7月10日(日) 午前7時から 午後8時まで
明日のため、思いを込めて、その一票

投票所 生駒市役所2階ロビー
東新町8番38号

生駒駅 東新町児童公園

※各選挙区のホームページでもご覧いただけます。
URL: <http://www.city.kinokuni.lg.jp>

この入場整理券を投票所へお持ちください

◆この入場整理券は、本人以外は使用できません。
◆この入場整理券が届いても、投票する日に選挙権のない人は投票できません。

生駒市選挙管理委員会

期日前投票宣誓書

私は、第26回参議院議員通常選挙の当日、右の事由に該当する見込みです。
このことは、真実であることを誓います。

令和 年 月 日
(期日前投票を行う日記入)

生駒市選挙管理委員会委員長 辻本 丈夫 様

期日前投票のご案内

投票当日に投票所へ行けずと見込まれる人は、期日前投票をすることができます。右側の期日前投票宣誓書に記入していただき、期日前投票所までお持ちください。
なお、期日前投票場所、日時は同封の案内文書でご確認ください。

また、仕事や学業等で市外に滞在されている人の不在者投票については、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
問合せ: 生駒市選挙管理委員会
TEL: 74-1111(内線3611)

投票当日に投票する人は、右側に記入する必要があります。

期日前投票を行う理由で、A-Eのあてはまるものに○を付けてください。

A (1号事由)	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭その他()
B (2号事由)	A以外の用事のため、投票区域外又は生駒市外に外出・旅行・滞在
C (3号事由)	疾病・負傷・出産・身体障がい等のため歩行困難又は刑事施設等に収容
D (4号事由)	住所移転のため、生駒市外の市町村に居住
E (5号事由)	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

氏 名

生年月日 明治・大正 年 月 日
昭和・平成

現住所